

省エネ家電購入促進事業に係る「させぼ e エコポイント」発行要領

(目的)

第1条 この要領は、燃油高騰の長期化により物価高や光熱費の高騰が家庭生活に影響を及ぼしている現状に鑑みて、光熱費の負担軽減を図ること及び佐世保市環境基本計画に定める2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの達成を目的としたゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー性能の高い家電製品を購入する者に対し、予算の定める範囲内において、佐世保市電子地域通貨のさせぼ e エコポイントを発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) ポイント

佐世保市電子地域通貨「させぼ e コイン」において、当事業で発行するさせぼ e エコポイントをいう。

(2) 省エネルギーラベル

家電等の省エネ基準を定めているトップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示したラベルをいう。省エネ性マーク、省エネ基準達成率、エネルギー消費効率、目標年度の4つの情報を表示している。

(3) 省エネ基準達成率

経済産業省が定める日本産業規格(JIS規格) C9901に基づく省エネ基準達成率をいう。

(ポイント発行対象製品)

第3条 ポイント発行の対象となる製品(以下「対象製品」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものであって、令和8年5月18日以降に市内に所在する実店舗または事務所から購入(中古品の購入を除く。)し、購入者が居住する市内の住宅に設置したもので、50,000円以上(消費税、地方消費税を除く。)の製品とする。

(1) 家庭用エアコンディショナー

省エネルギーラベルの省エネ基準達成率（目標年度2027年度）が87%以上であること。

(2) 家庭用冷蔵庫

省エネルギーラベルの省エネ基準達成率（目標年度2021年度）が100%以上であること。

(3) テレビジョン

省エネルギーラベルの省エネ基準達成率（目標年度2026年度）が70%以上であること。

（ポイント発行対象者）

第4条 ポイント発行の対象となる者は、本市に住所を有する者で自ら居住する市内の住宅に対象製品を設置する者（事業所への設置は不可。）とする。なお、同居家族による申請を可とし、加えて、申請手段を所持しない購入者については市内の親族からの委任申請を認めるものとする。

（ポイント発行対象経費）

第5条 ポイント発行の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象製品本体の購入費用とする。ただし、対象経費に消費税、地方消費税は含まないものとする。

（ポイントの発行数）

第6条 ポイントの発行数は、対象経費に5分の1を乗じて得たものとし、そのポイント数に1,000ポイント未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、20,000ポイントを上限とする。

（ポイント発行申請）

第7条 ポイント発行申請は、佐世保市電子地域通貨「させぼeコイン」アプリ内申請フォームを通じて次の各号に掲げる資料を添え、令和8年5月18日から令和8年12月21日までにこれを提出しなければならない。ただし、予算の上限額に達した場合は、申請期限前に終了するものとする。

(1) 領収書等の写し（対象経費並びに対象製品の型番、購入日及び購入した店舗または事務所の所在地がわかるものに限る。）

- (2) 対象製品の納品日又は設置日、納品先住所が確認できるものの写し
ただし、対象製品を自ら持ち帰った場合は対象製品を設置後の写真でも可とする。
 - (3) 対象製品の製造番号がわかるものの写し（書類がなければ、製品本体に記載されている表示、ラベルの写真でも可。）
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 ポイント発行申請については、対象製品のうち2品までとし、申請回数は2回を限度とする。ただし、委任申請の場合はこの限りでない。

（ポイント発行の決定）

第8条 前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、ポイント発行を決定し、その発行ポイント数が確定した時にはポイント発行の旨を当該申請者に通知するものとする。

（ポイントの有効期限）

第9条 当該事業で発行したポイントの有効期限は令和9年2月28日までとする。

（ポイントの取消）

第10条 申請者が次のいずれかに該当する場合、ポイント発行数に応じて取消、返還、減額等（以下「取消等」という。）の措置を行うことができる。

- (1) 本要領に違反した場合
 - (2) ポイント発行の申請に際して虚偽の申告や不正な手段を用いた場合
 - (3) ポイントの利用に際して不正な行為を行った場合
 - (4) その他、ポイントの取消等が必要と認められる場合
- 2 前項に規定する取消等を行った場合において、発行したポイントが既に使用され、返還ができない場合にあつては、当該取消等の対象となったポイントに相当する金額を請求するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（失効期限）

- 2 この要領は、令和9年3月31日限りその効力を失う。